

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進 に関する基本方針

鳥 取 県
令和3年4月
(令和7年3月変更)

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針

本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく方針であり、法第 3 条第 1 項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（令和 3 年 4 月 6 日付け農林水産省告示第 508 号）に即するとともに、森林法第 5 条第 1 項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（千代川森林計画区、天神川森林計画区、日野川森林計画区）に適合して（特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。）、次のとおり定めるものとする。

1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書等に基づき、平成 20 年から平成 24 年までの第一約束期間及び平成 25 年から令和 2 年までの第二約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の吸収量等を確保するための間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、我が国は、令和 2 年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 3 年 10 月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、令和 12 年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25 年度総排出量比 46%とし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしており、このうち、平成 25 年度総排出量比 2.7%相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。このため、国は、令和 12 年度における 2.7%の森林吸収量の確保を図るため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間に於いて、全国で年平均 45 万 ha の間伐を実施することを目標としている。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の促進をはじめとして、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

本県の森林は、県土の約 74%に当たる 258 千 ha を占めている。このうち民有林の約 55%に当たる 124 千 ha が人工林であり、これらの多くが利用期を迎えている。

また、大規模合板工場で使用される原木の国産化が進んだことや、CLT（直交集成板）及びLVL（単板積層材）工場の操業、大型木質バイオマス発電施設の稼働により年々増加している原木需要に応えるために、これまで行ってきた間伐等の森林整備と併せて皆伐再生林を推進し、「伐って」、「使って」、「植える」という森林資源の循環的利用を進めながら、適切な森林管理による持続的な林業を実現していく必要がある。

このため、本県においても、パリ協定下の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 か年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積は、44,000ha（年平均 4,400ha）とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

(1) 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、以下の考え方で設定するものとする。なお、特定間伐等には特定植栽が含まれることに留意し、(2)の特定植栽促進区域とされた林班等については、特定間伐等促進区域に含めるものとする。

- ① 間伐が適正に実施されていない森林であること。
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

(2) 特定植栽の実施を促進すべき区域

基本指針に定められた特定植栽の実施を促進すべき区域（以下「特定植栽促進区域」という。）の基準に従い、市町村森林整備計画に定める木材生産機能維持増進森林の区域も勘案して、本県の特定植栽促進区域の範囲を別表1のとおりとする。

なお、本区域は、植栽を行う場合に特定苗木による植栽を促進すべき区域であって、伐採を促進すべき区域ではないことに留意するものとする。

3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

① 事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期、実施方法等は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認した上で記載すること。

② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。また、地域の実情に応じて、多様な主体を幅広く参画させるよう努めること。

③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標の達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。

④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、市町村以外の者による計画に対する提案制度を積極的に活用して計画を作成すること。

⑤ 特定植栽事業の実施方法等

特定植栽促進区域を含む市町村は、4の（3）の特定植栽事業の実施方法に関する事項を踏まえ、当該市町村の区域内の特定植栽促進区域において植栽すべき特定苗木の種類、特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法等について記載すること。

4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

（1）特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

県は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するように、国と連携しつつ、市町村、特定間伐等の実施主体又は認定特定植栽事業者等に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。また、県及び市町村は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業体等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

（2）特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐等の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

(3) 特定植栽事業の実施方法に関する事項

① 特定植栽の方法

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び本県の特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり2,000本程度の低密度植栽を行うものとする。

また、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、下刈りを原則3回までとする回数の削減などにより、造林の低コスト化・省力化に努めるものとする。

② 植栽する特定苗木の種類及び調達

本県において植栽する特定苗木の種類は、適地適木を旨としつつ、林地の立地条件、既存の造林地における林木の生育状況及び病虫害の状況等を勘案して、本県の気候条件等に適したスギ特定苗木（スギ西育2-284号、スギ西育2-290号などから採取された種穂から育成されたもの）、ヒノキ特定苗木（ヒノキ西育2-3号、ヒノキ西育2-4号などから採取された種穂から育成されたもの）を選定するものとする。

また、認定特定植栽事業者は、苗木生産事業者等と特定苗木の調達時期・調達量等に関する協定を締結するなどの予約等に努めるとともに、林業種苗法施行規則（昭和45年農林省令第40号）第21条第7号に基づき特定苗木である旨の表示が行われている苗木を調達するものとする。

(4) 特定植栽の実施の促進に寄与する取組

県及び市町村は、特定植栽の実施を促進するため、次の事項に配慮するものとする。

① 森林計画制度との連携

特定植栽促進区域においては、特定植栽の実施を盛り込んだ森林経営計画の作成を促すほか、森林経営計画の認定時や、伐採及び伐採後の造林の届出時において、特定植栽の実施を推奨するなど、森林計画制度との適切な連携を図るものとする。

② 森林経営管理制度との連携

特定植栽促進区域においては、自ら所有森林を経営管理することが困難な森林所有者も存在することが想定される。このため、市町村は、特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、必要に応じて森林経営管理法に基づく経営管理意向調査を実施し、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画を作成する際に特定植栽の実施を前提とした内容とするなど、森林経営管理制度も活用しながら、特定植栽の実施を促進するものとする。

5 本県における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本県の人工林は、伐採適期を迎えた高齢級のものが年々増加しつつあり、人工林面積

に占める 50 年生以上を超えるものの割合は、平成 26 年度末時点では約 39%であったが、令和 2 年（令和元年度末）には 55%以上に達している。このような人工林の高齢級化に伴い森林吸収量が減少傾向で推移している中で将来にわたり本県の森林吸収量の保全及び強化を図るためには、再生林による伐採跡地の適切な更新が不可欠である。特定母樹の増殖は、特定苗木による再生林の基盤であり、長期的な森林吸収量の確保を図る上で重要な意義を有するものである。

こうした中、本県においては、林業試験場で従来から育種事業に取り組んでおり、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター等において、スギ、ヒノキ等主要な人工造林樹種について、種穂の採取の用に供する母樹として、第一世代精英樹の中から成長に係る特性の特に優れたものの選抜が行われてきたほか、第一世代精英樹同士の交配により得られた樹木の中から、成長に係る特性の特に優れた第二世代精英樹の選抜が進められてきたところである。

今後、伐採後の再生林を中心とした人工造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るためには、樹木の有する様々な特性を考慮しつつ、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定した特定母樹のうち、本県の気候等の条件に適したものの増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の造成並びに既存の採種園及び採穂園における母樹の特定母樹への切替えを進めることが急務である。

本県における将来の人工造林面積（再生林面積）は、「とっとり森林・林業振興ビジョン」における施策目標や本県の人工林の齢級構成を踏まえると、令和 12 年度には年間約 320ha と見込まれる。本県においては、近隣の府県も含めた広域における将来の人工造林に必要となる種苗について、広葉樹等特定母樹以外の樹種、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗、多雪地域における雪害抵抗性を有する種苗等地域の事情に応じた種苗を除き、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、県及び民間による取組により、特定母樹の増殖の実施を促進し、増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園を整備し、令和 12 年度までに、スギ 810 本、ヒノキ 360 本、カラマツ 150 本の特定母樹を増殖することを目標とする。

注）必要な特定母樹の本数は、造林用苗木 1 万本当たりスギミニチュア採種園の場合は 17 本、ヒノキ採種園の場合 22 本、カラマツ採種園の場合 8 本を目安とする。

6 本県における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

（1）種穂の生産に関する事項

本県においては、これまでは、既に整備されている県営採種園等の母樹から苗木生産用の種穂を採取し、県内の苗木生産事業者配布してきたところである。

今後、特定母樹の増殖については、県が整備する採種園に加え、民間の取組を促進することとし、特定母樹から採取する種穂については、県内のみならず近隣の府県などの広域的な種苗の流通の状況を勘案して、鳥取県山林樹苗協同組合等の関係者と十分情報の共有を図った上で、苗木生産事業者に広く配布することとする。なお、この場合、民間による同様の取組の促進を妨げることをしないよう留意するものとする。

また、県は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター

関西育種場と連携しつつ、更なる優良種苗の確保に向け、優れた形質を有するスギ及びヒノキの林木の育種の推進に努める。

加えて特に、スギ花粉発生源対策に対応する無花粉スギ等を含む花粉の生産量の少ない特性を有する種苗とともに、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、雪害に抵抗性の特性を有する種苗等多様なニーズに応じた優良な種穂の生産についても引き続き推進する。

(2) 苗木の生産に関する事項

本県には、令和3年度末時点で7者の苗木生産事業者が存在し、スギ、ヒノキ等の林業用苗木を約644千本生産・出荷し、県内の人工林の健全な更新に寄与しているところである。今後、増加が見込まれる伐採後の再造林を適切に行っていくためには、これらの苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

このため、本県において、森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、増殖する特定母樹から採取する種穂から生産されるスギ495千本、ヒノキ165千本、カラマツ200千本の苗木を供給することを目指し、これらを広く普及するため、県、市町村、認定特定増殖事業者、苗木生産事業者、鳥取県山林樹苗協同組合、森林組合等の種苗関係者間において、近隣の府県などを含む広域的な種苗の需給見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有、生産に必要な苗畑、温室等の整備を進めていくこととする。また、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体に対する特定苗木の利用の促進に努める。

また、花粉発生源対策を推進する観点から、本県においては、花粉の生産量の少ない特性を有する苗木の生産については、令和7年度までに90千本の少花粉スギ苗木供給を目標とする。加えて、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、雪害に抵抗性の特性を有する種苗等多様なニーズに応じた優良種苗の生産についても引き続き推進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈の省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗の生産を令和12年度末までに概ね860千本まで拡大させる。

なお、人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定されることから、こうしたニーズに適切に対応できる種苗の生産に努めるものとする。

7 特定増殖事業の実施方法に関する事項

(1) 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、農林水産大臣が定める特定母樹の中から、本県の気候条件等に適した種類を、樹種ごとに採種園造成の場合9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)選定するものとする。なお、本県の気候条件に適した特定母樹の種類は、別途、公表するものとする。

ただし、本県の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、まず9種類がすべて揃った状態の採種園の設計を行う。そして、2種類以上の特定母樹を確保することができた時点から採種園の造成を開始し、追加指定された特定母樹を順次採種園に植栽していく(以下「順次植栽式採種園」という。)

また、特定母樹は、それを所有する者から配布を受け認定特定増殖事業者や県で増殖するが、その時期には適期があることから、必要な配布本数や配布時期について、認定特定増殖事業者等は特定母樹所有者と事前によく調整を行うものとする。

(2) 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。挿し木又は接ぎ木で繁殖する際は、繁殖後の個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類ごとの繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

① 挿し木の方法

特定母樹所有者から提供を受けた特定母樹の穂木等から無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを植栽し、数年間育成した後、3月から5月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝等を採用し、挿し木床に挿し付けて、増殖特定母樹用の挿し木苗として育成するものとする。

② 接ぎ木の方法

特定母樹所有者から提供を受けた特定母樹の穂木等から無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを植栽し、数年間育成した後、2月から4月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝から接ぎ穂を採用し、台木に接いだ苗木を増殖特定母樹用の接ぎ木苗として育成するものとする。

(3) 母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する母樹の本数、配置及び管理

挿し木又は接ぎ木によって繁殖した母樹を植栽し、採種園・採穂園として整備する土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。

また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

繁殖した母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から、別紙1の基準を目安とし、採種園又は採穂園の別、母樹の植栽間隔、母樹の植栽本数、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添付するものとする。

(4) 増殖特定母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種穂の配布先は、近隣の府県などの広域的な種苗の流通状況を勘案しつつ、苗木生産事業者が広く利用できるよう、県、市町村、苗木生産事業者、鳥取県山林樹苗協同組合、森林組合等の関係者と協議会を設置すること等により十分情報の共有を図った上で決めることとする。

(5) 特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は、別紙２の基準を目安とし、特定母樹の繁殖、母樹の植栽及び種穂等の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

８ 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

（１）特定母樹の増殖の実施の促進に向けた援助等

県は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の确实かつ効果的な実施に資するよう、特定母樹を開発し、所有している国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場等と連携しつつ、認定特定増殖事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるとともに、林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。また、特定増殖事業の実施を促進するため、苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

貸付相談窓口：鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

（２）認定特定増殖事業者に対する支援

県は、認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場等の特定母樹所有者に、特定増殖事業に必要な特定母樹の配布要請を行うものとする。また、特定母樹の増殖の促進を図るため、認定特定増殖事業者に対し、県の所有する特定母樹の種穂を提供するとともに、当該特定母樹に関する情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の必要な支援を行うものとする。

９ その他（様式例）

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画、特定増殖事業又は特定植栽事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画又は特定植栽事業計画、その認定申請書等について、別記様式１から８のとおり様式例を示す。

別紙 1

特定母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する特定母樹の本数及び配置等の基準

① スギミニチュア採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.2~2.5m、3ブロックを基本とし、必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定(植栽木1本当たりの採種量は35g/年が目安)。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。
- ・ 本県の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。

② スギ採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は2.5m程度を基本とし、必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定(植栽木1本当たりの採種量は19g/年(2回目間伐後は75g/年)が目安)。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。
- ・ 本県の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。

③ スギ採穂園

- ・ 母樹を種類ごとに列状に植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.0~2.5m、造林に必要な山行き苗の本数を勘案して母樹を植栽(植栽木1本当たり採穂数は25本/年程度が目安)。
- ・ 採穂園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。

④ ヒノキミニチュア採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.8~2.5m、3ブロックを基本とし、必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定(植栽木1本当たりの採種量は15g/年が目安)。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。
- ・ 本県の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。

⑤ ヒノキ採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽。

- ・母樹の植栽間隔は 2.5m 程度を基本とし、必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定（植栽木 1 本当たりの採種量は 25g/年（2 回目間伐後は 100g/年）が目安）。
- ・採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員 1.2m 以上の作業路を設置。
- ・本県の気候条件等に適した種類が同時に 9 種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。

⑥ カラマツ採種園

- ・9 種類以上（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2 種類以上）の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法等）により植栽。
- ・母樹の植栽間隔は 4.0m 程度を基本とし、必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定（植栽木 1 本当たりの採種量は 80g/年（2 回目間伐後は 160g/年）が目安）。
- ・採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員 1.2m 以上の作業路を設置。

別紙 2

特定増殖事業の実施期間（各年次の作業種）の基準

① スギミニチュア採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等 9 種類（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2 種類以上）各 5 本、計 45 本を国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から 1 本当たり 10 本の穂木を採取（各種類 50 本）、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）苗として 450 本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、300 本）養苗（得苗率 5 割目標）
4	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数 216 本（72 本×3 ブロック）（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、植栽本数 147 本（49 本×3 ブロック））、施肥
5	育成
6	着花促進（ジベレリン処理）、育成
7	採種、種子配布
8	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
9	育成
10	苗木配布

注 1：3 ブロック分

注 2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理を含む。

② スギ採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等 9 種類（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2 種類以上）各 10 本、計 90 本を国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から 1 本当たり 10 本の穂木を採取（各種類 100 本）、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）苗として 900 本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、200 本）養苗（得苗率 5 割目標）
4	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数 450 本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、植栽本数 100 本））、施肥
～	育成
9	1 回目間伐（「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし）、育成

10	育成
11	2 回目間伐（「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし）、育成
12	育成
13	着花促進（ジベレリン処理）、育成
14	採種、種子配布
15	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
16	育成
17	苗木配布

注 1：着花促進（ジベレリン処理）、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注 2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

③ スギ採穂園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等計 18 本を国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から 1 本当たり 10 本の穂木を採取、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）苗として 180 本養苗（得苗率 5 割目標）
4	養苗後の苗を母樹として採穂園に植栽（造成、植栽本数 90 本）、施肥
～	育成
8	採穂、穂木配布
9	苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合）
10	育成
11	苗木配布

注：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

④ ヒノキミニチュア採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等 9 種類（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2 種類以上）各 6 本、計 54 本を国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖（接ぎ木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から 1 本当たり 8 本の穂木（接ぎ穂）を採取（各種類 48 本）、無性繁殖（接ぎ木）苗として 432 本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、304 本）養苗（得苗率 5 割目標）
4	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数 216 本（72 本×3 ブロック））（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、植栽本数 147 本（49 本

	×3ブロック))、施肥
～	育成
7	着花促進（ジベレリン処理）、育成
8	採種、種子配布
9	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
10	育成
11	苗木配布

注1：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

注2：着花促進は植栽木の成長に合わせて実施。

⑤ ヒノキ採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等9種類（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上）各12本、計108本を国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖（接ぎ木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から1本当たり8本の穂木（接ぎ穂）を採取（各種類96本）、無性繁殖（接ぎ木）苗として864本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、192本）養苗（得苗率5割目標）
4	育成
5	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数432本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、植栽本数96本））、施肥
～	育成
12	1回目間伐（「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし）、育成
13	育成
14	2回目間伐（「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし）、育成
15	育成
16	着花促進（ジベレリン処理）、育成
17	採種、種子配布
18	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
～	育成
21	苗木配布

注1：着花促進（ジベレリン処理）、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

⑥ カラマツ採種園

年次	作業種
1	特定母樹の穂木等 9 種類（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2 種類以上）各 5 本、計 45 本を国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の母樹から 1 本当たり 10 本の穂木（接ぎ穂）を採取（各種類 50 本）、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）苗として 864 本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、576 本）養苗（得苗率 5 割目標）
4	育成
5	養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数 432 本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、植栽本数 288 本））、施肥
～	育成
9	1 回目間伐（「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし）、育成
10	育成
11	2 回目間伐（「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし）、育成
12	育成
13	着花促進、育成
14	採種、種子配布
15	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
16	育成
17	苗木配布

注 1：着花促進、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注 2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

(別記様式 1)

特定間伐等促進計画

鳥取県 ○○市(町村)
※複数市町村による連名可
(年号) ○年○月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定により定められた県の基本方針によると、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、44,000 h a (年平均 4,400 h a) の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市(町村)の間伐の実施状況を勘案して、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 カ年間で○○○○ h a (年平均○○○○ h a) の間伐を行うことを、本○○市(町村) 特定間伐等促進計画の目標とする。

また、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市(町村)の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注 1) 国土地理院 1/25000 地勢図相当又は 1/5000 森林基本図の図面に図示する。

注 2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

[illegible]

※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容							対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村（郡）	字（大字）又は林班	地番又は林小班	造林面積	うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期				天然更新樹種

- ※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。
- ※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
- ※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内 容	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村（郡）			

- ※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

- ※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。
- ※ 鳥獣害防止森林区域が含まれる場合は、備考欄に当該区域であることを記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1／25000 地勢図相当の図面又は 1／5000 森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班名を表示

4 特定植栽促進区域

本市(町)における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

5 特定植栽事業の実施方法

- (1) 植栽すべき特定苗木の種類
- (2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。

6 特定植栽事業の実施の促進のための方策

- (1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。
- (2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

7 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

8 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関する事。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

9 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

10 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関する事。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。

(別記様式 1-2)

特定植栽事業計画

氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名
○年○月○日

1 特定植栽事業の目標

2 特定植栽事業の内容及び実施期間

(1) 特定苗木の種類及び調達に関する事項

(2) 特定植栽事業の実施計画

① 特定苗木を植栽する森林の所在場所別の植栽等の実施計画

事業実施主体	事業実施年度	森林の所在場所				森林所有者	森林の現況	植栽の内容				保育等の内容		鳥獣害対策	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班			植栽面積(ha)	植栽時期	苗木の種類	植栽本数(本/ha)	実施時期	実施方法		

(注)

1. 森林の所在場所欄は、同一地番の森林について、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記すること（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的の記号を用いる）。
2. 森林所有者欄には、申請者と当該森林の森林所有者が異なる場合に、当該森林所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
3. 事業実施主体欄には、施業の種類によって主体が異なる場合には、行を分けて記載すること。
4. 森林の現況欄には、森林、伐採跡地等の土地の現況について記載すること。
5. 植栽面積欄は、実測又は見込みによりヘクタールを単位とし小数第4位まで記載するとともに、特定植栽のための伐採後に植栽する場合は、当該伐採に係る面積と一致するよう記載すること。また、複数の樹種を植栽する場合には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
6. 植栽時期欄には、植栽を開始する年月日から、植栽を終了する年月日までを記載すること。
7. 苗木の種類欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ等の樹種及び特定苗木の種類のほか、コンテナ苗・裸苗の別を記載すること。なお、特定植栽事業計画の対象森林に局所的に尾根部のような特定苗木の植栽に適さない箇所が含まれる場合、当初計画していた数量の特定苗木が調達できなかった場合等のやむを得ない事由があるときは、特定苗木以外の苗木を植栽することも差し支えないものとする。
8. 保育等の内容欄には、下刈り等の保育、実施時期、実施方法について記載すること。
9. 特定植栽事業計画の作成時に地番等の箇所別の植栽等の事項を確定させることができない場合は、森林の所在場所欄の林小班等欄に森林の区域（林班程度）を記載するとともに、森林所有者、事業実施主体、植栽計画及び保育計画等については事業計画作成時点において把握している事項について記載すること。

② 特定植栽のための伐採の実施計画

事業実施主体	事業実施年度	森林の所在場所				森林の現況				森林所有者	特定植栽のための伐採を行う場合の伐採計画							備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	面積(ha)	樹種	林齢	立木材積(m ³)		伐採面積(ha)	伐採方法	伐採率(%)	伐採立木材積(m ³)	伐採の期間	集材方法	延長 集材路の予定幅員・	

(注)

1. 森林の所在場所欄は、同一地番の森林について、その森林の現況を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況ごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記すること（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的の記号を用いる）。
2. 森林所有者欄には、申請者と当該森林の森林所有者が異なる場合に、当該森林所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
3. 面積欄、伐採面積欄は、実測又は見込みによりヘクタールを単位とし小数第4位まで記載すること。
4. 伐採の方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
5. 樹種欄は、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ等の樹種を記載すること。
6. 林齢欄は、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの林齢を記載し、最も林齢の低いものの林齢と最も林齢の高いものの林齢とを「(○～○)」のように記載すること。
7. 伐採の期間が1年を超える場合においては、伐採の期間欄は年次別に記載すること。
8. 集材方法欄は、集材路、架線、その他の別を記載すること。
9. 事業計画の作成時に地番等の箇所別の伐採に関する事項を確定させることができない場合は、森林の所在場所欄の林小班等欄に森林の区域（林班程度）を記載するとともに、森林所有者、事業実施主体、伐採計画等については事業計画作成時点において把握している事項について記載すること。

③ 特定植栽事業の計画量

(単位：ha)

特定苗木の種類	植栽面積					
	年度	年度	年度	年度	年度	合計
合計						

(3) 特定植栽事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 特定植栽事業を実施するために必要な資金額及びその調達方法

機械・事業等の種類	予定年度	資金調達先別金額（千円）				
		自己資金	林業・木材産業改善資金	その他借入金	その他（補助金等）	合計
合 計						

(注)

1. 補助金等及びその他借入金については、計画申請時点における予定を記載すること。
2. 特定植栽事業に必要となる機械・事業等の種類ごとに記載すること。

4 その他

(1) 特定植栽等に係る森林の権原を取得していることを証する書類

(注) 自己が所有する森林以外で計画を作成する場合は、当該森林について権原を有していることを証する書類を添付すること（同意書、契約書等）

(2) 造林事業に関する実績

(注) 直近3カ年程度の造林事業の実績を記載すること。

(別記様式2)

特定増殖事業計画

氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名
(元号) ○年 ○月 ○日

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた本県の基本方針においては、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）の採取源の整備を行うことが目標に掲げられており、県下の増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園における整備の規模は、スギ810本、ヒノキ360本、カラマツ150本となっている。

このため、本特定増殖事業において、○○本の（樹種）採種（穂）園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法	樹種	○ ○（例：ヒノキ）								
	種類数	○ 種類（例： 種類）								
	種類名	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号
繁殖に使用する種穂又は苗木別の本数	穂木					○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	苗木	○○本	○○本	○○本	○○本					
入手先		○○（例：（研）森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場）								
繁殖の方法別の繁殖予定数量	挿し木	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	接ぎ木	○○本	○○本							
	その他（組織培養等）							(例:組織培養)○○本	(例:組織培養)○○本	
繁殖するための施設等	挿し木	○○ (例:温室)	○○ (例:露地)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	接ぎ木	○○ (例:苗畑)	○○ (例:苗畑)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	その他（組織培養等）							培養室（組織培養）	培養室（組織培養）	

(2) 母樹を植栽する土地の所在地	採種園	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番
	採穂園	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番
(3) 母樹を植栽する土地の面積	採種園	ha
	採穂園	ha
	合計	ha
(4) 植栽する母樹の本数	採種園	本
	採穂園	本
	合計	本

※ 特定母樹の樹種ごとに作成する。

(1)については、増殖する特定母樹の種類ごとに、特定母樹を繁殖する方法を記載する。

(2)については、母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

(5) 植栽する母樹の配置に関する計画

※ 採種園又は採穂園の別、植栽間隔、植栽本数、面積等の具体的内容を記載するとともに、設計図を添付する。

【ヒノキミニチュア採種園】（記載例）

- ・ 9種類の特母樹の単木混交配置によるヒノキミニチュア採種園を造成。
- ・ 母樹の植栽間隔は、1.8mとし、1ブロック当たり72本の3ブロックを順次造成。
- ・ 母樹の植栽本数計 216本（72本×3ブロック）
- ・ 面積計 756.00 m²
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

○ 1ブロック当たりで植栽する母樹

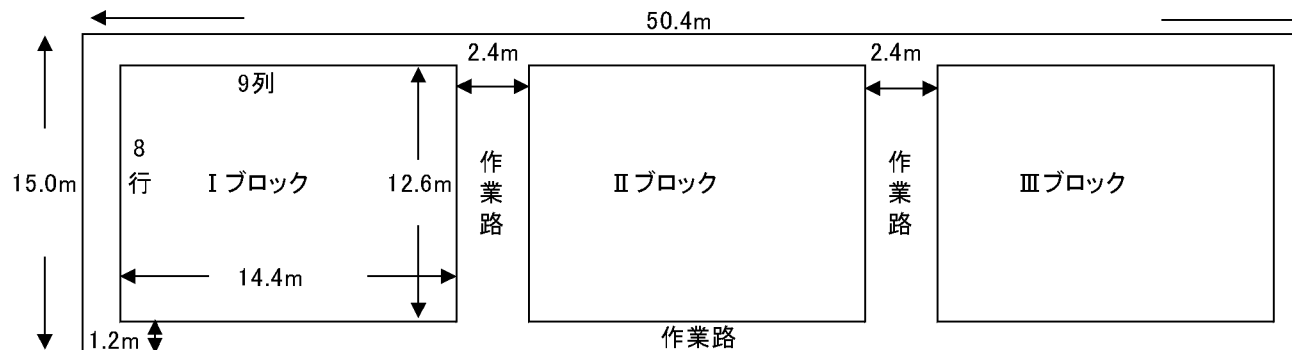
母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	7
特定〇〇〇号	②	7
特定〇〇〇号	③	7

特定〇〇〇号	④	8
特定〇〇〇号	⑤	8
特定〇〇〇号	⑥	8
特定〇〇〇号	⑦	9
特定〇〇〇号	⑧	9
特定〇〇〇号	⑨	9

○ ブロックの配置図

	1 列	2 列	3 列	4 列	5 列	6 列	7 列	8 列	9 列
1 行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
2 行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
3 行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
4 行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
5 行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
6 行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
7 行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
8 行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨

○ ヒノキミニチュア採種園全体の設計図



【ヒノキミニチュア採種園】（記載例（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合））

- ・ 2種類の特定制母樹の単木混交配置によるスギミニチュア採種園を造成。
- ・ 母樹の植栽間隔は、1.8mとし、1ブロック当たり49本の3ブロックを順次造成。
- ・ 母樹の植栽本数計 147本（49本×3ブロック）

- ・面積計 522.72 m²
- ・母樹の配置は、下記設計図のとおり。

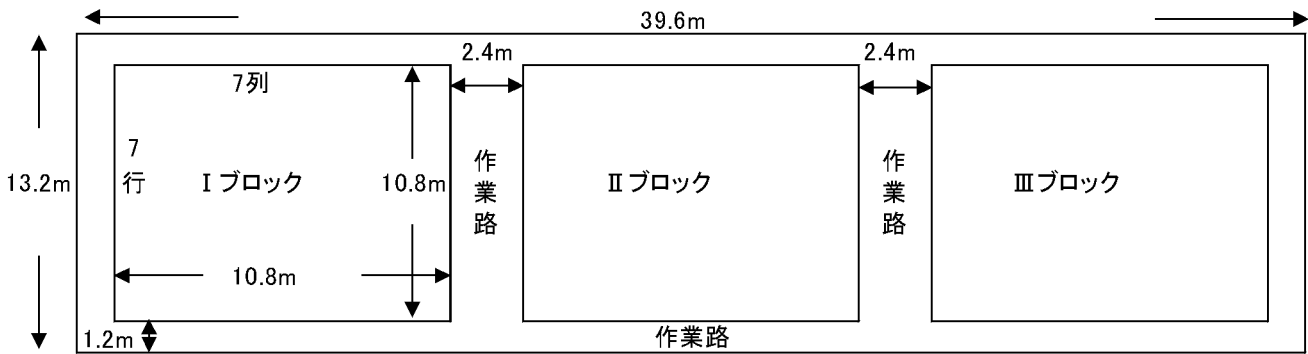
○ 1ブロック当たりで植栽する特定母樹

母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	25
特定〇〇〇号	②	24

○ ブロックの配置図

	1 列	2 列	3 列	4 列	5 列	6 列	7 列
1 行	①	②	①	②	①	②	①
2 行	②	①	②	①	②	①	②
3 行	①	②	①	②	①	②	①
4 行	②	①	②	①	②	①	②
5 行	①	②	①	②	①	②	①
6 行	②	①	②	①	②	①	②
7 行	①	②	①	②	①	②	①

○ ヒノキミニチュア採種園全体の設計図



【スギ採穂園】（記載例）

- ・ 9 種類の特定期母樹によるスギ採穂園を造成。
- ・ 特定期母樹 1 種類当たり、10 本のクローンを列状に植栽。
- ・ 植栽間隔は、1.2m とし、計 90 本の母樹を植栽。
- ・ 面積計 158.4 m²
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

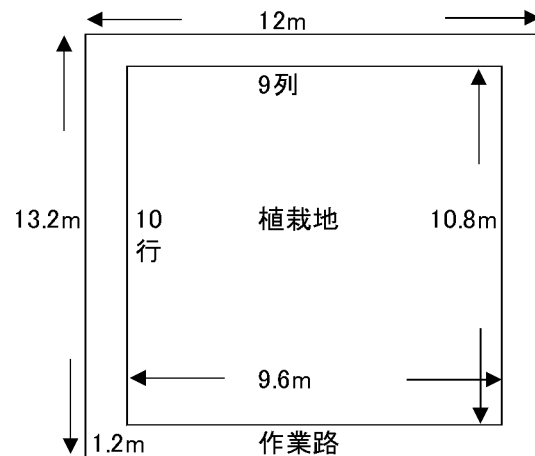
○ 植栽する母樹の種類、植栽本数

母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定〇〇〇号	①	10
特定〇〇〇号	②	10
特定〇〇〇号	③	10
特定〇〇〇号	④	10
特定〇〇〇号	⑤	10
特定〇〇〇号	⑥	10
特定〇〇〇号	⑦	10
特定〇〇〇号	⑧	10
特定〇〇〇号	⑨	10

○ 配置図

	1 列	2 列	3 列	4 列	5 列	6 列	7 列	8 列	9 列
1 行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2 行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
3 行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
4 行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
5 行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
6 行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
7 行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
8 行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
9 行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
10 行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

○ スギ採穂園全体の設計図



(6) 植栽する母樹の管理に関する計画

※ 植栽する母樹の管理に関する具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度ごとの予定を記載する。

(ヒノキミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

○ 管理の具体的な計画

① 植栽

- ・周囲 500m のヒノキが植栽されていない場所に、母樹を植栽することとする。更に、採種園の周囲を囲むように、スギを植栽することとする。
- ・系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木毎に樹幹に付けることにより行う。

② 育成

- ・植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。

③ 樹形誘導

- ・除草や整枝剪定等の管理、種子採取等の作業を考慮して、断幹高の目安を 100cm とし、立上りの枝を含めた採種時の樹高の目安を 120cm とする。

④ 着花促進

- ・着花促進処理として、ジベレリン処理を実施する。

⑤ 種子の採取

- ・種子の採取は、林業種苗法第 2 3 条の規定により指定された時期に種子が十分に硬熟した段階で実施する。なお、採種は種子が着果している枝を採取することとするが、この際、採種木への影響を極力少なくすることとし、枝の取過ぎに注意することとする。

⑥ 整枝剪定

- ・萌芽枝の発生を促進するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。

⑦ 採種のサイクル

- ・採種は、ブロック毎に、3年に1度とする。

○ 植栽からの年度毎の予定スケジュール

	年 次 年 度	1	2	3	4	5	6	7
Ⅰブロック	作業種	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進	採種
	採種	-	-	-	1回目	-	-	2回目
Ⅱブロック	作業種	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進
	採種	-	-	-	-	1回目	-	-
Ⅲブロック	作業種	-	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定
	採種	-	-	-	-	-	1回目	-

3 母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

※ 伐採する森林の所在場所は、林小班まで、伐採する森林ごとに記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

伐採する森林の所在場所	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番 〇〇林班 〇〇小班
森林所有者等の氏名（法人にあっては名称及び代表者）・住所	
伐採面積	ha
伐採樹種	
伐採齢	
伐採の期間	
集材方法	集材路・架線・その他（ ）
集材路の予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m

4 増殖特定母樹から採取する種穂及び育成する特定苗木の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	種子の精選の有無	配布予定先 (事業者名)	配布予定数量
種子				
穂木		－		
苗木		－		

※ 配布予定先の事業者が未定な場合は、配布予定の都道府県名を記載する。

※ 特定苗木を配布する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	〇〇市町村（郡）〇〇字（大字）〇〇地番
苗畑面積等	

5 特定増殖事業の実施時期

※ 特定増殖事業の全体の実施期間を記載する。

年 月 日～ 年 月 日

※ 特定増殖事業開始からの作業工程ごとの予定スケジュールを記載する。

（ヒノキミニチュア採種園を造成する場合の記載例）

年 次	1	2	3	4	5	6	7	8
年 度								
母樹の増殖								
植栽予定地の 森林の伐採								
母樹の植栽								
母樹の育成								
種子の採取								
種子の配布								

6 特定増殖事業を実施するのに必要な資金額及びその調達方法

※ 特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類ごとに記載する。

施設・作業 種等の種類	予定 年度	資 金 調 達 先 別 金 額 （ 千 円 ）				
		自己資金	林業・木材 産業改善資金	その他借入 金	その他 (補助金 等)	合 計

(別記様式3)

特定増殖事業計画認定申請書

(年号) ○年○月○日

鳥取県知事 様

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。

(別記様式4)

特定増殖事業計画変更認定申請書

(年号) ○年○月○日

鳥取県知事 様

(申請者)

住所 法人にあっては名称

氏名 及び代表者の氏名

(年号) ○年○月○日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。

(別記様式 5)

特定植栽事業計画認定申請書

(年号) ○年○月○日

鳥取県知事 様

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の規定に基づき、別添の特定植栽事業計画の認定を申請します。

(別記様式6)

特定植栽事業計画変更認定申請書

(年号) ○年○月○日

鳥取県知事 様

(申請者)

住所 法人にあっては名称

氏名 及び代表者の氏名

○年○月○日付けで認定を受けた特定植栽事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定植栽事業計画書から変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。

(別記様式7)

特定植栽事業計画認定通知書

第 号
(年号) ○年○月○日

(申請者) 様

鳥取県知事

○年○月○日付けで申請のあった特定植栽事業計画について、認定することを通知します。

(別記様式8)

伐採及び伐採後の植栽に係る森林の状況報告書

(年号) ○年○月○日

鳥取県知事 様

(申請者)
住所 法人にあっては名称
氏名 及び代表者の氏名

○年○月○日付第 号で認定を受けた特定植栽事業計画に係る森林につき、次のとおり伐採及び伐採後の植栽を実施したので、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第17条第2項の規定により報告します。

記

1. 森林の所在場所

市	町			
		大字	字	地番
郡	村			

2. 伐採の実施状況

伐採面積	ha		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	%
伐採樹種			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の幅員・延長	幅員	m・延長	m

3. 伐採後の植栽の実施状況

植栽の期間	植栽樹種	樹種別の 植栽面積	樹種別の 植栽本数	鳥獣害対策

4. 備考

注意事項

1. 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
2. 森林の所在場所ごとに記載すること。
3. 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
4. 樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ等の樹種を記載すること。
5. 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
6. 植栽の実施状況欄には、複数の樹種を植栽したときは、植栽樹種、樹種別の植栽面積及び樹種別の植栽本数欄には、植栽した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

別表1 特定植栽促進区域

市町村 名	面積 (h a)	林班-準林班
鳥取市	5, 222. 10	28C, 47GH, 50FH, 80A, 81E, 82ABCDEG, 96D, 98E, 99AB, 100C, 1010, 105BCD EFLM, 106ABCDEG, 110ABCD, 116JL, 117JKL, 118ABF, 119FGHIJKLMO, 120B CGN, 121DF, 128BFG, 134E, 136ABC, 155B, 156BC, 157ACDEF, 160C, 167B, 1 76CDF, 177AB, 178DFGHI, 179C, 182B, 185AB, 189A, 192D, 196HI, 200D, 20 5IN, 305ABCEF, 306ABDEFG, 307ABCDEFGH, 309CDEFG, 310AC, 321EFG, 326 AB, 331BDE, 332CD, 333DEFG, 334C, 336F, 339ABC, 341BCDG, 342B, 343ABD , 344AB, 355B, 358B, 359A, 369A, 370A, 371CDEFGH, 372BCFGK, 373ABDLM, 374ABCDEFM, 375BE, 382A, 383DE, 384BDEF, 385ABCDEG, 386ABCDE, 387K, 388A, 391A, 393A, 394A, 395A, 398D, 399A, 401EFGI, 403ABCDEFGHIJLMNO , 404A, 405A, 409D, 410D, 411C, 412CDE, 413ABC, 416ABCDEFG, 417ABCDEF H, 430BE, 431BCDFJ, 432CDE, 433D, 443F, 501AC, 502B, 503ACH, 504AB, 51 OCDEG, 515I, 516AEFG, 517ABCEG, 518BCHIJKL, 519BDF, 521DE, 523B, 525 CD, 532DE, 539DE, 540A, 541AB, 543CDEF, 546GI, 577D, 578A, 614J, 615EF I, 616FGHJKL, 617AEFGH, 624BCDE, 625DE, 633F, 637B, 665FGIJK, 666ACJ K, 667CHI, 669H, 676BCDEF, 677A, 679FGI, 681CDI, 684IN, 686H, 688DFGL , 689AE, 690G, 691B, 692AB, 694N, 696ADEFGHJL, 697ABE, 698ABEGHJKLMN PQRSUV, 699ADEGN, 700ABD, 703H, 723D, 724DG, 728B, 736ABFK, 740EFGIJ KLN, 752BCD, 753ACEFIJK, 754ACEFG, 758J, 759ABCE, 760FG, 761FG, 763 A, 764C, 820DE, 821F, 822C, 826C, 859D, 868F, 869I, 870F, 871BCE, 873F, 878CDEG, 879A, 880ABC, 885A, 886B, 888A, 894A, 899D, 900BC, 910H, 911A BC, 916CDEGI, 922HI, 923ADEF, 924CDEFGHI, 925A, 929A, 930BD, 932DEF , 935CD, 936A, 937B, 941C, 942A, 943A, 944ABC, 946CEFG, 947AG, 949C, 95 OB, 951BC, 952EEF, 953G, 954ABCDE, 955H, 961EFG, 962ABD, 965A, 967EF
岩美町	1, 095. 93	19C, 25BCF, 36A, 38AB, 40AB, 42B, 45BGHIJK, 46ABCDEFGJ, 47AD, 51ABC, 5 3CD, 54ABCD, 55A, 60ABCDEFGHI, 62ADE, 66EF, 68BC, 69A, 73A, 80A, 106CD , 108BC, 111C, 112E, 127F, 129A, 139J, 140ABDEJ, 149EF, 151D, 152ABCDG , 153D, 155CEFGHIJ, 156ADFG, 157BCDE, 158BIJKLP
若桜町	916. 41	119DFGHIJKLM, 120BCE, 121A, 125B, 126KL, 127E, 128B, 133F, 156FG, 157 C, 158FGHIJK, 159ABD, 161C, 162C, 342C, 345CDEF, 346AC, 347AB, 348BCD E, 349B, 354D, 370EFGHI, 375GH, 376BFHIL, 377AC, 378CE, 379D, 381B, 38 8CF, 389H
智頭町	2, 184. 66	113F, 114CHI, 116AF, 117CDE, 119BC, 120E, 142AFGI, 143BCDEFG, 144F, 1 45ABGHJK, 154FG, 173A, 176A, 177A, 178A, 179A, 184E, 204D, 205A, 206C, 208AH, 209J, 210JMNQ, 219AE, 220AD, 221BCDE, 222AB, 223A, 224ACDE, 22 5DE, 228ABD, 230EG, 231DEF, 232C, 234ABCEF, 240A, 241CF, 245CE, 246D, 249FG, 251BCD, 253AH, 254E, 255E, 257BCDEG, 258ACD, 260A, 310EM, 311B CEH, 312DLP, 314MPQ, 315B, 318CDEGHI, 319BL, 322ALN, 323AG, 326K, 327 EN, 329ABDEFG, 330BD, 332B, 335IL, 336AGH, 337DE, 338BCDE, 339ABCDEF GHJ, 342KM, 343ABDEGHIJ, 345FI, 346F, 347DEHI, 348FJLN, 349CEF, 350D F, 403G, 406A, 408A, 413BEF, 417EG, 420H, 421ACGHI, 422CE, 424EGH, 425 ABCD, 427ACG, 429G, 430J, 434DEGHJKL, 435F, 437H, 438EFI, 440IL, 444A , 445A
八頭町	751. 33	13EF, 14C, 17GH, 20E, 21A, 33BCDEFF, 42ABD, 43BD, 55BC, 60BCDEFFGH, 63 F, 64C, 65AB, 66C, 67E, 80CDE, 89D, 95C, 106FG, 115C, 117AF, 142EF, 143A , 147DFGHIJK, 149CEG, 150D, 157GJK, 160DEGH, 161A, 165F, 166A, 168I, 169BCL, 172E, 173EG, 174CEG, 205CDE, 219BKMNQ, 220ADEFFH, 225C, 228 ABE

倉吉市	578. 05	21AB, 42C, 43ABC, 44ADE, 86ABC, 87ACDEFGHIJ, 89G, 110ABDE, 111DE, 112 A, 113D, 115CDE, 116DE, 117AB, 122A, 126BCD, 127AB
三朝町	608. 91	27CD, 42B, 47DLM, 48BJN, 69DE, 76B, 78D, 129A, 134A, 135BC, 163DE, 181D , 182BCD, 189A, 205C
湯梨浜町	124. 45	1IJK, 101BC, 111A, 113AB, 210D, 224AEH, 226AF, 247F
琴浦町	633. 89	26ABCDE, 31ABCDE, 33AB, 145ABCDEF, 153ABCDEF, 154ABCDEF, 155ADG HIJ, 158ABCD, 159ACDEFH
北栄町	104. 34	8ABC, 12E, 13AC, 117BEFGHI
米子市	176. 48	33BCDE, 34ABDEF, 101DEHIJK, 119DEFG
境港市	—	—
日吉津村	—	—
大山町	2, 075. 27	2C, 8ABCDEFG, 9ABCDEF, 10AB, 17C, 18H, 21AB, 22B, 23BC, 24BCD, 25B, 26E , 31B, 33E, 34ABCD, 35A, 36ABC, 37G, 41G, 46ABCDE, 47G, 48AD, 49C, 53ABC DEG, 102BCDLO, 104ABJKLO, 106BCDE, 107AB, 108BCDEFGHI, 110A, 111BCF , 114H, 123D, 124C, 126E, 127BCD, 129C, 130CD, 204CDEF, 205ABC, 206A, 2 08ACDEF, 209BCDEF, 210A, 218ABCD, 219BCDIJ, 220ABCD, 221AC, 222CDFH JKL, 223ABC, 224EFGHIJ, 225DEFGH, 227CD, 229ABC, 232AE, 233BCDF, 234 B
南部町	197. 24	47ABCDE, 48ABC, 86E, 209ABEFG, 210L, 211FG, 215G, 217BDLM, 220ABCD
伯耆町	948. 34	3BCDEFGHMNO, 4BCDEFGHJ, 5A, 8BEFK, 10DEFGH, 11CIJK, 12ACDEF, 13EFMN O, 14EF, 15CDEFGHIJKL, 16DSTU, 143A, 144AC, 146A, 147ABCD, 149ABC, 15 0EF, 160AEFGHI, 220BC, 221A, 222A, 223A
日南町	10, 512. 31	104ABCDE, 105ACD, 106ABCDEF, 107ABCDEF, 108ABF, 110AC, 112CDG, 113A, 115ACD, 116B, 117ABC, 118ACD, 119A, 120ABCD, 121ABCD, 1 22ABCD, 123AC, 130C, 204A, 211A, 212AB, 215BCD, 216B, 217AD, 219B, 220 A, 222B, 230E, 231AB, 232AB, 234B, 235CFH, 236CDEFGKLN, 237EF, 238A, 2 40B, 241ABDEF, 242B, 244A, 246D, 247C, 248A, 249AB, 250AC, 251ABCEG, 2 52ABCDEF, 253ABDFGHILM, 254BD, 261B, 263F, 301E, 302BC, 304C, 305 B, 306ABCDEF, 307ABCDEF, 308ABCDEF, 309EFGIJ, 311ABCD EFGHIN, 312ABCDEF, 313IJK, 315A, 316BCD, 319HKLM, 320ABCD, 321H, 3 23J, 324B, 329A, 332ABCDEF, 333DEFHI, 335BEFGHI, 336BCD, 337GH, 338A BCEFGHJKLMNOP, 339B, 340AB, 341A, 342A, 345A, 346A, 347AB, 348BCEFGJK , 349ABDEF, 350ABCDEF, 351BGH, 352LMNR, 353FH, 354BDFG, 355AB, 357 ABC, 358ABCDEF, 360A, 362FG, 364B, 365CDFGHI, 366A, 367DE, 368ABCDE, 369ABCDEF, 370AD, 371I, 372ACE, 407A, 408B, 409AB, 410B, 411AB, 415AB CDEF, 416ABC, 417ABCDE, 420CEF, 421ABCDEF, 422CD, 423BC, 426BCDE, 427DEFGH, 428D, 430AB, 431B, 432B, 433AB, 434AC, 435ABC, 437A, 441C, 4 42CD, 443BC, 444AB, 445ABFGH, 446A, 447ABCDEF, 448ABCDE, 449ABCD, 450BCD, 451CDEFHILJL, 458BC, 459EFG, 462GH, 463CD, 464B, 467CDFG, 469 A, 470C, 503CDEFGHI, 504EGHIL, 505AB, 506CDE, 508A, 510ACD, 512CDJ, 5 13ABCDEF, 514CE, 515BCHI, 516EF, 517AC, 518BCDG, 519ACDEFK, 520B M, 532ACDEF, 537EF, 540A, 541B, 542A, 546A, 547ABC, 602AEG, 603BC, 60 4A, 605ABCD, 606BGHIK, 607CDGHI, 608AEF, 609ABCDEF, 610A, 611GI, 6 16AB, 619C, 624ABCDEF, 626AC, 627BDE, 630AB, 631G, 633EGHIL, 634A, 63 5A, 637ABC, 639ADEF, 640IJ, 641AB, 642B, 643A, 644ABCDE, 645BCJKL, 64 6CDEFIJMO, 647ABCDG, 648CDEFIJKLNO, 649FG, 703DFHIJ, 704AE, 705ABC D, 706ABCD, 707AE, 708BE, 709BCEFGH, 710ABDE, 711ACDF, 712ABDE, 713A CDE, 714BD, 715AD, 721ADE, 722BCDEFGHIJ, 723CDEFGH, 724ABCEF, 725A, 726ABCH, 727ACEF, 728ABCDGHIJKL, 729AF, 730ABC, 731BEFG, 732ABCDEF

		KL, 736BCDEFGHIJK, 737N, 738ABEFGH, 739BG, 740B, 741B, 742AB, 743ABC DEFGHIJ, 744BCDE, 745FG, 746A, 748CE, 749C, 750BEFGHI, 751EIJ, 752BC , 753ABDEFG, 754DEG, 758ABCEFGH, 759ABCDFGIKLN, 761ABCDHIJL, 762BC EFG
日野町	990. 73	16ACE, 17C, 23B, 46ABC, 58DEF, 68C, 69AB, 85AB, 93ABCDEFGF, 100AB, 103D , 104AD, 112DE, 113BCFG, 125AB, 142BC, 154B, 155A, 156ABC, 158B, 160B, 161ACDE, 165A, 166CD, 167A, 169DF, 179B, 183A, 184ABD, 185D, 186ABC, 1 87ABC, 188C, 192H, 193D
江府町	2, 750. 90	2BC, 4AB, 5EF, 8CDE, 9AB, 10AB, 11B, 13C, 16C, 17JKMP, 18ABCDEFG, 31AB, 3 3A, 36C, 37ABCD, 38ABC, 39BCD, 40ABCDEFG, 41A, 42B, 43ABCDEFG, 44ABCE, 4 5AB, 46ABC, 47AB, 48AEHI, 49ABCDEFGF, 50ABCDEFG, 51ABC, 52ABD, 53G, 54B CD, 56BCD, 58C, 59ABCD, 60ABC, 62ABC, 66AB, 68BD, 69ABC, 70ABC, 71ABC, 72CD, 73A, 74A, 75A, 76A, 77A, 80A, 83B, 85BC, 86AB, 88E, 89BCE, 90BC, 91 BCDE, 92ABC, 93B, 94ABCD, 95ABCDEFG, 96EFGK, 97A, 98BCDE, 100A, 103AB, 113B, 114D, 118C, 138C
計	29, 871. 34	